

事業性個人口座を開設されるお客さまへ

水島信用金庫

近年、預金口座が詐欺等の犯罪に利用され、消費者被害が拡大するなど大きな社会問題となっています。特に事業性口座については法人口座、個人口座共に被害金額が高額になる傾向があることから、金融機関にはマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策として、お客さまの情報を適切に管理することが求められています。

当金庫では、別途ご案内の法人口座開設に加えて、事業性個人口座の開設時においても、事業内容等についてお尋ねしたうえで、その内容が確認できる資料の提示、または、事務所等への訪問により、所定の確認を行わせていただいております。

お客さまにはご不便、お手数をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. ご確認させていただく事項

- (1) 当金庫で口座を開設される理由、利用目的について
- (2) 事業内容について

2. ご提示いただく資料他

- (1) 事業に関する資料（申告書、受注書、開業届のほか、事業の内容等がわかるもの）
- (2) 資料の提示ができない場合、金庫職員が事務所等訪問することによる確認

3. ご留意いただく事項

- (1) 事業についての確認がすぐにできない場合、口座開設は申込当日にはできない場合があります。
- (2) 口座開設はお客さまの主たる事務所の最寄りの支店で承ります。
- (3) 追加資料等をお願いすることがあります。
- (4) 資料の提示に加えて、事務所等へ訪問させていただくことがあります。
- (5) 確認の結果、口座開設をお断りすることがあります。なお、ご提出いただいた書類等は口座開設をお断りした場合でもお返しはいたしません。また、理由等は開示していません。